

大通達甲（交企）第4号
令和8年3月27日

| | |
|------|--------|
| 簿冊名 | 例規（1年） |
| 保存期間 | 1年 |

生活安全部地域課長
交通部交通企画課長
交通部交通指導課長 殿
交通部各隊長
各警察署長

交 通 部 長

自転車運転者講習事務に関する事務処理要領の改正について（通達）

自転車運転者講習事務に関する事務処理要領については、「自転車運転者講習事務に関する事務処理要領の改正について」（令和7年4月1日付け大通達甲（交企）第5号）を定めていたところ、道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）の一部が令和8年4月1日から施行されることに伴い、別添のとおり「自転車運転者講習事務に関する事務処理要領」を改正し、同日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

（交通企画課安全係）

別添

自転車運転者講習事務に関する事務処理要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、自転車運転者講習（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第16号に掲げる講習をいう。以下「講習」という。）の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領における用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 受講命令 法第108条の3の5第2項の規定による命令をいう。
- (2) 危険行為 法第108条の3の5第2項に規定する自転車危険行為をいう。
- (3) 調査書類 交通切符、交通反則切符、自転車危険行為登録票（第1号様式）（以下「危険行為登録票」という。）その他受講命令手続に関する書類をいう。
- (4) 命令執行依頼 受講命令時における被命令者の住所地が当該受講命令を決定した都道府県公安委員会（以下「命令公安委員会」という。）の管轄区域内にない場合において、命令公安委員会が、被命令者に対する自転車運転者講習受講命令書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別記様式第22の11の4。以下「受講命令書」という。）の交付を被命令者の住所地を管轄する都道府県公安委員会（以下「住所地公安委員会」という。）に依頼して行うことをいう。
- (5) 警察署等 交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊、警察署及び交通事件を管轄する所属をいう。
- (6) 警察署長等 警察署等の長をいう。
- (7) 取締り警察官 交通違反の取締り、交通事故の現場処理及び交通事故を起こした運転者等の取調べに従事する警察官をいう。

3 都道府県警察間の連絡及び協力

受講命令に関する事務等は、関係都道府県警察相互の緊密な連絡と協力の下に行うこと。

4 受講命令の迅速性及び的確性の確保

- (1) 受講命令は、警察庁が所管する自転車運転者講習管理プログラムに登録された危険行為登録等に基づいてなされるため、危険行為登録等は迅速かつ的確に行うこと。
- (2) 受講命令を必要と認める事由が生じたときは、その事由の発覚の時において明らかな事実に基づいて速やかに受講命令をし、将来における道路交通上の危険を防止すること。

5 効率的な事務処理

関係事務の全般にわたって、その適正な処理に配慮しながら、事務の省力化に努めること。

第2 危険行為登録票の送付

1 自転車運転者の違反行為の報告

- (1) 取締り警察官は、自転車運転者の違反行為を検挙したときは、速やかに交通切符、交通反則切符その他の報告書類を作成して警察署長等に報告すること。ただし、当該違反行為が交通事故を伴うものであり、かつ、当該交通事故の調査に相当の時間を要

するものであるときは、当該報告書類の作成に先立って違反行為の事実を警察署長等に速報すること。

- (2) 取締り警察官は、受講命令が取締り警察官の作成した交通切符、交通反則切符その他の報告書類に基づいて行われるものであることを銘記し、違反行為の事実認定を適正に行い、かつ、交通切符、交通反則切符その他の報告書類の記載を正確に行うこと。

2 警察署長等の措置

(1) 作成責任者の指定

ア 警察署長等は、交通関係の事務の処理に従事する巡査部長以上の階級（同相当職を含む。）にある職員の中から危険行為登録票作成責任者を指定すること。

イ 危険行為登録票作成責任者は、危険行為登録票の作成を一元的に行う。

(2) 審査責任者の指定

ア 警察署長等は、交通担当の幹部職員（警部補以上の階級にある警察官をいう。）の中から危険行為登録票審査責任者（以下「審査責任者」という。）を指定すること。

イ 審査責任者は、危険行為登録票の記載に必要な事項が正確かつ明瞭に記載されているかどうかを点検すること。

(3) 危険行為登録票の作成

ア 警察署長等は、自転車運転者の違反行為に係る事案のうち、次に掲げる事案以外のものについて、危険行為登録票を作成すること。

(ア) 送致不相当と認めた事案

(イ) 明らかに危険行為が認められない事案（交通切符及び交通反則切符に係る事案については、罪名が危険行為でない事案）

イ 危険行為登録票作成責任者は、交通切符、交通反則切符その他の報告書類の受理状況等を自転車危険行為登録票作成・審査状況一覧（第2号様式）に記載すること。

(4) 危険行為登録票の送付

ア 警察署長等は、作成した危険行為登録票に自転車危険行為登録票送付書（第3号様式）を添付し、交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）に送付すること。

イ 危険行為登録票の送付に当たっては、当該事案の事実の証明に必要な調査書類を添付すること。この場合において、後記(5)に規定する危険行為登録票の送付期限までに調査書類を作成することができないときは、調査書類を追加送付すること。

(5) 危険行為登録票の送付期限

危険行為登録票の送付期限は、次のとおりとする。

ア 交通切符及び交通反則切符に係る違反 危険行為を検挙したときから2週間以内

イ 人身事故等に係る違反 ひき逃げ等で危険行為を行った者が判明しない場合、被疑者の否認及び目撃者の不在により交通事故の事実認定に時間を要している場合等の特殊なものを除き、危険行為を認知したときから30日以内

(6) 危険行為登録票の処理等

ア 危険行為登録票の交通企画課長への送付に関する事務（交通切符、交通反則切符その他の報告書類の受理を含む。）は、審査責任者が処理すること。

イ 審査責任者は、審査状況を明らかにするため、自転車危険行為登録票作成・審査

状況一覧に審査結果を記載すること。

ウ 警察署長等は、前記イの規定による自転車危険行為登録票作成・審査状況一覧の記載及び事件の送致記録等によって、危険行為登録票の作成及び送付が適正に行われているかどうかについて指導・監督し、違反行為の報告のあった事案について不適正な処理が行われることがないように配慮すること。

エ 警察署長等は、危険行為登録票を送付した事案について、登録内容の変更又は登録を不適当とする事情が生じたときは、速やかにその旨を交通企画課長に連絡すること。

第3 危険行為登録

1 危険行為登録審査官の指定

交通部交通企画課に危険行為登録審査官を置き、交通企画課長が指定する者をもって充てる。

2 登録審査

(1) 危険行為登録審査官は、警察署長等から送付された危険行為登録票に係る違反行為が危険行為登録の対象になるか否かを審査するとともに、当該危険行為の事実認定が適正に行われており、かつ、事実の証明が十分であるかどうかについて審査すること。

(2) 登録審査の結果、危険行為登録票に誤りがなく、事実の証明が十分であると認めるときは、危険行為登録を行って警察庁に当該データを送信すること。ただし、違反事実が不存在であり、又は違反事実の事実誤認があると認められる事案並びに交通事故に関して危険行為をした者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、当該交通事故の際の具体的事情において、その者に結果予見及び結果回避を期待することができず、又は結果予見及び結果回避が困難であったと認められる事案（以下「事実不存在等事案」という。）については、危険行為登録を行わないこと。

(3) 登録審査（事実不存在等事案に係る登録審査を除く。）は、危険行為登録審査官が処理し、自転車危険行為登録報告書（第4号様式）により交通企画課長に報告すること。

(4) 事実不存在等事案に係る登録審査については、交通企画課長が処理すること。

3 登録削除

交通企画課長は、危険行為登録を行った事案が事後に事実不存在等事案であることが判明したときは、危険行為登録票に危険行為登録から削除する理由を記載し、当該事案を危険行為登録から削除すること。

4 危険行為登録の迅速処理

(1) 危険行為登録審査官は、危険行為登録票の送付を受けたときは、直ちに登録審査を行うこと。

(2) 調査書類の不備等により、補充調査をする必要があると認めるときは、当該事案が明らかに事実不存在等事案である場合を除き、危険行為登録を行い、当該事案について受講命令がなされるまでの間において補充調査等の所要の措置を講ずること。

5 危険行為登録結果の確認

危険行為登録審査官は、警察庁から送付された危険行為登録に関するデータを確認し、危険行為登録に誤りがいないか確認すること。

第4 受講命令に向けた手続

1 受講命令に関する行政手続

危険行為を反復してした者について、受講命令をする必要があると認められるときは、関係する危険行為に関する調査書類を確認した上で、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づき、当該者に弁明の機会を付与した上で、受講命令を行うこと。

なお、関係する危険行為が受講命令をしようとする都道府県警察の管轄区域以外の区域でされたものであるときは、当該区域を管轄する都道府県警察から当該危険行為の事実の証明に必要な調査書類の送付を受けること。

2 受講命令ができない場合

危険行為を反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認められないときは、受講命令をすることができないため、例えば、交通事故によって下半身不随となり、以後自転車を運転できなくなったような者に対しては、受講命令を行わないこと。

第5 受講命令書の交付

1 受講命令書の交付の主体

受講命令書の交付は、交通企画課長が行うこと。ただし、交通企画課長が必要と認める場合は、警察署長等に行わせることができる。

2 受講命令書の交付の方法

受講命令書は、原則として被命令者に対し、直接交付すること。

3 受講命令書を交付する際の留意事項

(1) 受講命令書を交付する際は、受講命令書の記載内容について記載漏れ又は記載誤りがないかを確認すること。

(2) 受講命令後に円滑に講習を受講させるため、被命令者と受講日及び受講場所の調整をその場で行い、自転車運転者講習受講命令書受領書（第5号様式）及び自転車運転者講習受講申出書（大分県道路交通法施行細則（昭和51年大分県公安委員会規則第2号。以下「施行細則」という。）第27号様式の9）を被命令者から徴すること。

なお、自転車運転者講習受講命令書受領書及び自転車運転者講習受講申出書を徴することができなかつたときは、その経緯について報告書を作成するなどして受講命令書の交付状況を明らかにしておくこと。

(3) 被命令者が複数回出頭することを防ぐため、出頭通知時において日程調整を行い、受講命令書の交付及び講習の実施を同日に行うことができる。

(4) 受講命令書の交付は、あらかじめ口頭で受講命令の理由を告げてから行うこと。

(5) 前記(4)の規定による口頭による告知の際に、告知を受けた者から受講命令の理由について誤りがある旨の申立てがあつたときは、次により措置すること。

ア 申立てが過去の危険行為について、その不存在を理由とするものである場合

架空の事実について危険行為登録がなされていることはあり得ない旨を説明し、申立ての内容に真実性があるときは、人的同一性の有無を再調査した後に受講命令書を交付すること。

イ 申立てが過去の危険行為の発生日又は違反名の誤りに関するものである場合

当該告知を受けた者において危険行為の年月日、違反名等について具体的内容の陳述があり、かつ、その内容に信頼性が認められる場合に限り、一時的に受講命令

書の交付を見合わせ、当該危険行為に係る調査書類によって事実を再確認した後、受講命令書を交付すること。

ウ 申立てが過去の危険行為の刑事処分の不起訴又は無罪等を理由とするものである場合

当該申立ての内容に相当の理由があり、危険行為登録の内容に事実誤認のおそれが認められる場合に限り、一時的に受講命令書の交付を見合わせ、改めて事案内容を審査すること。

- (6) 被命令者に対し受講命令書を交付するときは、当該受講命令書の交付をする者において、受講命令書に受講の期間の始期及び終期並びに受講命令書の交付年月日を記載すること。

4 他の公安委員会に対する通知

大分県公安委員会が受講命令を決定した場合において、被命令者の住所地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるときは、住所地公安委員会に対し、受講命令を決定した旨を自転車命令通知書（第6号様式）により通知すること。

5 命令執行依頼をする場合

- (1) 前記4に規定する場合においては、命令執行依頼をすることができる。ただし、被命令者の勤務地が県内にあるなど、被命令者が大分県公安委員会が実施する講習の受講を希望するときは、この限りでない。
- (2) 命令執行依頼をするときは、住所地公安委員会に対し、受講命令書を送付するとともに、必要に応じて調査書類の写し等を添付すること。

6 命令執行依頼を受けた場合

- (1) 命令公安委員会から命令執行依頼を受けたときは、前記1から3までに定めるところにより、受講命令書を交付すること。
- (2) 受講命令書を被命令者に交付したときは自転車命令執行通知書（第7号様式）により遅滞なく命令公安委員会に通知し、被命令者が住所地にいないときは自転車命令書返送書（第8号様式）により命令公安委員会に受講命令書を返送すること。

7 受講命令書を交付できない場合

被命令者の所在が不明である場合、被命令者が刑事施設に収容されている場合等、受講命令書を交付することができない場合は、受講命令書を保管しておくこと。

第6 受講命令登録等

1 受講命令登録

- (1) 受講命令登録は、受講命令書を交付した日に行うこと。ただし、命令執行依頼をしたときは、自転車命令執行通知書を受けた日に行うこと。
- (2) 大分県公安委員会が行った受講命令に係る受講命令登録は、交通部交通企画課において行うこと。

2 講習受講の督促

交通企画課長は、被命令者に対し、大分県公安委員会が行った受講命令（命令執行依頼を受けた場合にあつては、受講命令書を交付した受講命令）に係る講習の受講を督促すること。

第7 講習の実施等

1 講習の実施

講習は、交通部交通企画課において実施する。

2 受講済登録

交通企画課長は、講習を行ったときは、原則として講習を行った日に受講済登録を行うこと。

3 講習修了証明書の交付

(1) 講習修了後に受講者から証明書の交付の申出があった場合は、講習修了証明書（施行細則第27号様式の10）を交付するとともに、その副本を保管すること。

(2) 講習終了証明書を交付された者が、講習修了証明書の亡失、滅失、毀損等により再交付を求めた場合は、再交付申請書（第9号様式）により申請をさせた上で、前記(1)の副本の写しを交付すること。

第8 自転車運転者講習に係る広報等

警察署長等は、交通安全教育の場等を通じて自転車運転者講習制度の周知に努めるとともに、取締り警察官に対する指導教養を徹底すること。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式

自 転 車 危 険 行 為 登 録 票

| | | | |
|--------------|---|--|--|
| 危険行為 をした者 | 生年月日 | | |
| | 氏 名 | | |
| | <input type="checkbox"/> 免許証番号 <input type="checkbox"/> 免許情報記録番号 | | |

| | | |
|------|------|--|
| 危険行為 | 事件番号 | |
| | 発生日時 | |
| | 違反名 | |

| | |
|------|--|
| 特記事項 | |
|------|--|

| | | | | |
|----------------------|--|-------|-------|-------|
| 危険行為 登録審査官 記入欄 | 登録の有無 | 有 ・ 無 | 登録年月日 | 年 月 日 |
| | <input type="checkbox"/> 事実不存在等事案の内容 <input type="checkbox"/> 登録削除の理由 | | | |
| | 危険行為登録の削除年月日 | | 年 月 日 | |

第2号様式

自転車危険行為登録票作成・審査状況一覧

| 番号 | 違反者氏名 | 違反年月日 | 担当者 | 報告書受理日 | 作成責任者 | 審査責任者 | 備考 |
|----|-------|-------|-----|--------|-------|-------|----|
| | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | | |
| | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | | |
| | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | | |
| | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | | |
| | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | | |
| | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | | |
| | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | | |
| | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | | |
| | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | | |

- 備考1 担当者欄は、交通切符その他の報告書類を作成した者の氏名を明示すること。
 2 審査責任者は、審査の結果、取扱いが不適正である場合は、備考欄にその理由を記載すること。

第3号様式

第 年 月 日
号

交通部交通企画課長 殿

(所 属 長)

自 転 車 危 険 行 為 登 録 票 送 付 書

| 番号 | 違反(発生) 年 月 日 | 切符(送致) 番 号 | 違反者氏名 | 担 当 者 |
|----|-----------------|---------------|-------|-------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

第4号様式

| | | |
|-------------------------|---------------|-------|
| 年 月 日 | | |
| 交通部交通企画課長 殿 | | |
| 登録審査官 | | |
| 自 転 車 危 険 行 為 登 録 報 告 書 | | |
| 危険行為登録について下記のとおり報告する。 | | |
| 期 間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | |
| 危険行為登録件数 | 事実不存在等事案件数 | 再調査下命 |
| | | |
| (備考) | | |

年 月 日

自転車運転者講習受講命令書受領書

大分県公安委員会 殿

住所

連絡先

氏名

私は、 年 月 日から 年 月 日までの間に自転車運転者講習を受けるべきことを命令するという内容の自転車運転者講習受講命令書を受領しました。

また、受講の場所及び日時については、

- ・ 別途調整します。
- ・ 次のとおりとします。

| | |
|----|-----------------------|
| 場所 | |
| 日時 | 年 月 日 午前 時 分 から 午後 |

第6号様式

年 月 日

公安委員会 殿

大分県公安委員会

自 転 車 命 令 通 知 書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、下記の受講命令を決定したので通知する。

記

| | |
|--------|---|
| 住 所 | |
| フリガナ氏名 | (年 月 日生) |
| 命令理由 | 違反名： (年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反) 違反名： (年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反) |
| 命令執行 | 受講命令書を被命令者に <ul style="list-style-type: none"> 〔 ・ 交付済み 〕 〔 ・ 未交付 〕 貴公安委員会への命令執行依頼 <ul style="list-style-type: none"> 〔 ・ あり 〕 〔 ・ なし 〕 自転車運転者講習の実施 <ul style="list-style-type: none"> 〔 ・ 当公安委員会 〕 〔 ・ 貴公安委員会 〕 |
| 備 考 | |

第7号様式

年 月 日

公安委員会 殿

大分県公安委員会

自 転 車 命 令 執 行 通 知 書

貴公安委員会から 年 月 日に執行依頼のあった受講命令については、下記のとおり受講命令書を交付したので通知する。

記

| | |
|-------|--------------------------------|
| 住 所 | |
| 被命令者 | (年 月 日生) |
| 交 付 日 | 年 月 日 (命令の期間 年 月 日 ~ 年 月 日) |
| 備 考 | |

第8号様式

年 月 日

公安委員会 殿

大分県公安委員会

自 転 車 命 令 書 返 送 書

貴公安委員会から 年 月 日に執行依頼のあった下記の者に対する受講命令については、被命令者の所在が不明であることから、受講命令書を返送する。

記

| フリガナ 氏 名 | (年 月 日生) |
|-------------|-----------|
| 備 考 | |

大通達甲（交企）第5号
令和7年4月1日

| | |
|------|--------|
| 簿冊名 | 例規（1年） |
| 保存期間 | 1年 |

生活安全部地域課長
交通部交通企画課長
交通部交通指導課長 殿
交通部各隊長
各警察署長

交通部 長

自転車運転者講習事務に関する事務処理要領の改正について（通達）

自転車運転者講習事務に関する事務処理要領については、「自転車運転者講習事務に関する事務処理要領の改正について」（令和~~5~~7年~~6~~4月~~29~~1日付け大通達甲（交企）第~~12~~5号）を定めていたところ、道路交通法の一部を改正する法律（令和~~4~~6年法律第~~32~~34号）の一部が令和~~7~~8年~~3~~4月~~24~~1日から施行され~~た~~ることに伴い、別添のとおり「自転車運転者講習事務に関する事務処理要領」を改正~~し~~、同日から運用することとしたので、事務処理上誤りがないようにされたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

（交通企画課安全係）

別添

自転車運転者講習事務に関する事務処理要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、自転車運転者講習（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第16号に掲げる講習をいう。以下「講習」という。）の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領における用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 受講命令 法第108条の3の5第2項の規定による命令をいう。
- (2) 危険行為 法第108条の3の5第2項に規定する自転車危険行為をいう。
- (3) 調査書類 交通切符、交通反則切符、自転車危険行為登録票（第1号様式）（以下「危険行為登録票」という。）その他受講命令手続に関する書類をいう。
- (4) 命令執行依頼 受講命令時における被命令者の住所地が当該受講命令を決定した都道府県公安委員会（以下「命令公安委員会」という。）の管轄区域内にない場合において、命令公安委員会が、被命令者に対する自転車運転者講習受講命令書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別記様式第22の11の4。以下「受講命令書」という。）の交付を被命令者の住所地を管轄する都道府県公安委員会（以下「住所地公安委員会」という。）に依頼して行うことをいう。
- (5) 警察署等 交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊、警察署及び交通事件を管轄する所属をいう。
- (6) 警察署長等 警察署等の長をいう。
- (7) 取締り警察官 交通違反の取締り、交通事故の現場処理及び交通事故を起こした運転者等の取調べに従事する警察官をいう。

3 都道府県警察間の連絡及び協力

受講命令に関する事務等は、関係都道府県警察相互の緊密な連絡と協力の下に行うこと。

4 受講命令の迅速性及び的確性の確保

- (1) 受講命令は、警察庁が所管する自転車運転者講習管理プログラムに登録された危険行為登録等に基づいてなされるため、危険行為登録等は迅速かつ的確に行うこと。
- (2) 受講命令を必要と認める事由が生じたときは、その事由の発覚の時において明らかな事実に基づいて速やかに受講命令をし、将来における道路交通上の危険を防止すること。

5 効率的事務処理

関係事務の全般にわたって、その適正な処理に配慮しながら、事務の省力化に努めること。

第2 危険行為登録票の送付

1 自転車運転者の違反行為の報告

- (1) 取締り警察官は、自転車運転者の違反行為を検挙したときは、速やかに交通切符、交通反則切符その他の報告書類を作成して警察署長等に報告すること。ただし、当該違反行為が交通事故を伴うものであり、かつ、当該交通事故の調査に相当の時間を要

するものであるときは、当該報告書類の作成に先立って違反行為の事実を警察署長等に速報すること。

- (2) 取締り警察官は、受講命令が取締り警察官の作成した交通切符、交通反則切符その他の報告書類に基づいて行われるものであることを銘記し、違反行為の事実認定を適正に行い、かつ、交通切符、交通反則切符その他の報告書類の記載を正確に行うこと。

2 警察署長等の措置

(1) 作成責任者の指定

ア 警察署長等は、交通関係の事務の処理に従事する巡査部長以上の階級（同相当職を含む。）にある職員の中から危険行為登録票作成責任者を指定すること。

イ 危険行為登録票作成責任者は、危険行為登録票の作成を一元的に行う。

(2) 審査責任者の指定

ア 警察署長等は、交通担当の幹部職員（警部補以上の階級にある警察官をいう。）の中から危険行為登録票審査責任者（以下「審査責任者」という。）を指定すること。

イ 審査責任者は、危険行為登録票の記載に必要な事項が正確かつ明瞭に記載されているかどうかを点検すること。

(3) 危険行為登録票の作成

ア 警察署長等は、自転車運転者の違反行為に係る事案のうち、次に掲げる事案以外のものについて、危険行為登録票を作成すること。

(ア) 送致不相当と認めた事案

(イ) 明らかに危険行為が認められない事案（交通切符及び交通反則切符に係る事案については、罪名が危険行為でない事案）

イ 危険行為登録票作成責任者は、交通切符、交通反則切符その他の報告書類の受理状況等を自転車危険行為登録票作成・審査状況一覧（第2号様式）に記載すること。

(4) 危険行為登録票の送付

ア 警察署長等は、作成した危険行為登録票に自転車危険行為登録票送付書（第3号様式）を添付し、交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）に送付すること。

イ 危険行為登録票の送付に当たっては、当該事案の事実の証明に必要な調査書類を添付すること。この場合において、後記(5)に規定する危険行為登録票の送付期限までに調査書類を作成することができないときは、調査書類を追加送付すること。

(5) 危険行為登録票の送付期限

危険行為登録票の送付期限は、次のとおりとする。

ア 交通切符及び交通反則切符に係る違反 危険行為を検挙したときから2週間以内

イ 人身事故等に係る違反 ひき逃げ等で危険行為を行った者が判明しない場合、被疑者の否認及び目撃者の不在により交通事故の事実認定に時間を要している場合等の特殊なものを除き、危険行為を認知したときから30日以内

(6) 危険行為登録票の処理等

ア 危険行為登録票の交通企画課長への送付に関する事務（交通切符、交通反則切符その他の報告書類の受理を含む。）は、審査責任者が処理すること。

イ 審査責任者は、審査状況を明らかにするため、自転車危険行為登録票作成・審査

状況一覧に審査結果を記載すること。

ウ 警察署長等は、前記イの規定による自転車危険行為登録票作成・審査状況一覧の記載及び事件の送致記録等によって、危険行為登録票の作成及び送付が適正に行われているかどうかについて指導・監督し、違反行為の報告のあった事案について不適正な処理が行われることがないように配慮すること。

エ 警察署長等は、危険行為登録票を送付した事案について、登録内容の変更又は登録を不適当とする事情が生じたときは、速やかにその旨を交通企画課長に連絡すること。

第3 危険行為登録

1 危険行為登録審査官の指定

交通部交通企画課に危険行為登録審査官を置き、交通企画課長が指定する者をもって充てる。

2 登録審査

(1) 危険行為登録審査官は、警察署長等から送付された危険行為登録票に係る違反行為が危険行為登録の対象になるか否かを審査するとともに、当該危険行為の事実認定が適正に行われており、かつ、事実の証明が十分であるかどうかについて審査すること。

(2) 登録審査の結果、危険行為登録票に誤りがなく、事実の証明が十分であると認めるときは、危険行為登録を行って警察庁に当該データを送信すること。ただし、違反事実が不存在であり、又は違反事実の事実誤認があると認められる事案並びに交通事故に関して危険行為をした者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、当該交通事故の際の具体的事情において、その者に結果予見及び結果回避を期待することができず、又は結果予見及び結果回避が困難であったと認められる事案（以下「事実不存在等事案」という。）については、危険行為登録を行わないこと。

(3) 登録審査（事実不存在等事案に係る登録審査を除く。）は、危険行為登録審査官が処理し、自転車危険行為登録報告書（第4号様式）により交通企画課長に報告すること。

(4) 事実不存在等事案に係る登録審査については、交通企画課長が処理すること。

3 登録削除

交通企画課長は、危険行為登録を行った事案が事後に事実不存在等事案であることが判明したときは、危険行為登録票に危険行為登録から削除する理由を記載し、当該事案を危険行為登録から削除すること。

4 危険行為登録の迅速処理

(1) 危険行為登録審査官は、危険行為登録票の送付を受けたときは、直ちに登録審査を行うこと。

(2) 調査書類の不備等により、補充調査をする必要があると認めるときは、当該事案が明らかに事実不存在等事案である場合を除き、危険行為登録を行い、当該事案について受講命令がなされるまでの間において補充調査等の所要の措置を講ずること。

5 危険行為登録結果の確認

危険行為登録審査官は、警察庁から送付された危険行為登録に関するデータを確認し、危険行為登録に誤りがいないか確認すること。

第4 受講命令に向けた手続

1 受講命令に関する行政手続

危険行為を反復してした者について、受講命令をする必要があると認められるときは、関係する危険行為に関する調査書類を確認した上で、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づき、当該者に弁明の機会を付与した上で、受講命令を行うこと。

なお、関係する危険行為が受講命令をしようとする都道府県警察の管轄区域以外の区域でされたものであるときは、当該区域を管轄する都道府県警察から当該危険行為の事実の証明に必要な調査書類の送付を受けること。

2 受講命令ができない場合

危険行為を反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認められないときは、受講命令をすることができないため、例えば、交通事故によって下半身不随となり、以後自転車を運転できなくなったような者に対しては、受講命令を行わないこと。

第5 受講命令書の交付

1 受講命令書の交付の主体

受講命令書の交付は、交通企画課長が行うこと。ただし、交通企画課長が必要と認める場合は、警察署長等に行わせることができる。

2 受講命令書の交付の方法

受講命令書は、原則として被命令者に対し、直接交付すること。

3 受講命令書を交付する際の留意事項

(1) 受講命令書を交付する際は、受講命令書の記載内容について記載漏れ又は記載誤りがないかを確認すること。

(2) 受講命令後に円滑に講習を受講させるため、被命令者と受講日及び受講場所の調整をその場で行い、自転車運転者講習受講命令書受領書（第5号様式）及び自転車運転者講習受講申出書（大分県道路交通法施行細則（昭和51年大分県公安委員会規則第2号。以下「施行細則」という。）第27号様式の9）を被命令者から徴すること。

なお、自転車運転者講習受講命令書受領書及び自転車運転者講習受講申出書を徴することができなかつたときは、その経緯について報告書を作成するなどして受講命令書の交付状況を明らかにしておくこと。

(3) 被命令者が複数回出頭することを防ぐため、出頭通知時において日程調整を行い、受講命令書の交付及び講習の実施を同日に行うことができる。

(4) 受講命令書の交付は、あらかじめ口頭で受講命令の理由を告げてから行うこと。

(5) 前記(4)の規定による口頭による告知の際に、告知を受けた者から受講命令の理由について誤りがある旨の申立てがあつたときは、次により措置すること。

ア 申立てが過去の危険行為について、その不存在を理由とするものである場合

架空の事実について危険行為登録がなされていることはあり得ない旨を説明し、申立ての内容に真実性があるときは、人的同一性の有無を再調査した後に受講命令書を交付すること。

イ 申立てが過去の危険行為の発生日又は違反名の誤りに関するものである場合

当該告知を受けた者において危険行為の年月日、違反名等について具体的内容の陳述があり、かつ、その内容に信頼性が認められる場合に限り、一時的に受講命令

書の交付を見合わせ、当該危険行為に係る調査書類によって事実を再確認した後、受講命令書を交付すること。

ウ 申立てが過去の危険行為の刑事処分の不起訴又は無罪等を理由とするものである場合

当該申立ての内容に相当の理由があり、危険行為登録の内容に事実誤認のおそれ認められる場合に限り、一時的に受講命令書の交付を見合わせ、改めて事案内容を審査すること。

- (6) 被命令者に対し受講命令書を交付するときは、当該受講命令書の交付をする者において、受講命令書に受講の期間の始期及び終期並びに受講命令書の交付年月日を記載すること。

4 他の公安委員会に対する通知

大分県公安委員会が受講命令を決定した場合において、被命令者の住所地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるときは、住所地公安委員会に対し、受講命令を決定した旨を自転車命令通知書（第6号様式）により通知すること。

5 命令執行依頼をする場合

- (1) 前記4に規定する場合においては、命令執行依頼をすることができる。ただし、被命令者の勤務地が県内にあるなど、被命令者が大分県公安委員会が実施する講習の受講を希望するときは、この限りでない。
- (2) 命令執行依頼をするときは、住所地公安委員会に対し、受講命令書を送付するとともに、必要に応じて調査書類の写し等を添付すること。

6 命令執行依頼を受けた場合

- (1) 命令公安委員会から命令執行依頼を受けたときは、前記1から3までに定めるところにより、受講命令書を交付すること。
- (2) 受講命令書を被命令者に交付したときは自転車命令執行通知書（第7号様式）により遅滞なく命令公安委員会に通知し、被命令者が住所地にいないときは自転車命令書返送書（第8号様式）により命令公安委員会に受講命令書を返送すること。

7 受講命令書を交付できない場合

被命令者の所在が不明である場合、被命令者が刑事施設に収容されている場合等、受講命令書を交付することができない場合は、受講命令書を保管しておくこと。

第6 受講命令登録等

1 受講命令登録

- (1) 受講命令登録は、受講命令書を交付した日に行うこと。ただし、命令執行依頼をしたときは、自転車命令執行通知書を受けた日に行うこと。
- (2) 大分県公安委員会が行った受講命令に係る受講命令登録は、交通部交通企画課において行うこと。

2 講習受講の督促

交通企画課長は、被命令者に対し、大分県公安委員会が行った受講命令（命令執行依頼を受けた場合にあつては、受講命令書を交付した受講命令）に係る講習の受講を督促すること。

第7 講習の実施等

1 講習の実施

講習は、交通部交通企画課において実施する。

2 受講済登録

交通企画課長は、講習を行ったときは、原則として講習を行った日に受講済登録を行うこと。

3 講習修了証明書の交付

(1) 講習修了後に受講者から証明書の交付の申出があった場合は、講習修了証明書（施行細則第27号様式の10）を交付するとともに、その副本を保管すること。

(2) 講習終了証明書を交付された者が、講習修了証明書の亡失、滅失、毀損等により再交付を求めた場合は、再交付申請書（第9号様式）により申請をさせた上で、前記(1)の副本の写しを交付すること。

第8 自転車運転者講習に係る広報等

警察署長等は、交通安全教育の場等を通じて自転車運転者講習制度の周知に努めるとともに、取締り警察官に対する指導教養を徹底すること。

附 則

この要領は、令和~~7~~8年4月1日から施行する。